

理 事	施設長	部 長	係 長	担 当
				

高介第2003号-4
令和2年1月10日

社会福祉法人大東福社会
理事長 関根 良一 様

大垣市長 小川 敏



居宅介護支援事業所に対する実地指導の結果について（通知）

介護保険法第23条の規定に基づき、居宅介護支援事業所に対する実地指導を実施した結果について、次のとおり通知します。

1 実地指導日

令和元年12月23日（月） 9:00 ～ 12:00

2 対象施設

大東在宅介護支援センター（居宅介護支援事業）

3 指摘事項及び助言事項

今回の実地指導において、改めて改善報告を要する指摘事項は見受けられませんでした。当日の助言事項等（別紙）に関しては、適切に改善を講ずるようお願いいたします。



仁

令和元年度 実地指導 指摘事項・助言事項

事業所名	大東在宅介護支援センター
サービス種類	居宅介護支援事業
担当職員氏名	高齢介護課 安田 正一、燃脇 聡、阪本 千裕、長澤 薫
実地指導年月日	令和元年 12 月 23 日（月）9：00～12：00

＜助言事項＞

- ・重要事項説明書の利用料金について、現状と齟齬がある部分があるため見直すこと。また、運営規程と重要事項説明書で異なる表現をしているため、文言を統一すること。
（運営基準第 4 条）
- ・ケアマネジメントの一環による加算について、適切な手順により居宅サービス計画に位置づけること。
（運営基準第 13 条第 3 号）
- ・有料老人ホーム利用者のプラン作成にあたり、有料老人ホームでのサービス内容も確認し、不足している内容について介護保険サービスを位置付けること。
（運営基準第 13 条第 4 号）
- ・アセスメント表で空欄となっている項目が確認された。記述欄等も有効に活用し、ニーズの把握からプラン作成につなげる運用をすること。
（運営基準第 13 条第 6 号）
- ・居宅サービス計画に記載された短期目標の達成度評価について、長期間「継続」と判定されている事例が確認された。短期目標は達成可能なものを設定し、達成後は新たな目標を設定すること。
（運営基準第 13 条第 8 号）
- ・事業所から提供される計画書について、利用者の同意がない事例が確認されたため、同意があるものを入手すること。
（岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準要綱 3（7）ナ）
- ・退院退所加算（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）ロ、（Ⅲ）のいずれかを算定するにあたり、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録されていることは確認できたが、利用者又は家族に文書を提供していない事例が確認されたため、文書を提供し、提供した文書の写しを添付すること。
（老企第 36 号第 3 の 13）